

太陽光発電の適正導入にかかるガイドラインの策定について

【策定の背景】

H24.7 固定価格買取制度（FIT制度）導入

全国的に太陽光発電施設の設置が大幅に増加

地域住民に情報が提供されずに太陽光発電施設が設置されるケースが発生

県内でも景観、防災、自然環境との調和が地域課題として顕在化

国はこうした状況に対応するため、H28.6 FIT法改正（H29.4施行）
H29.3 「事業計画策定ガイドライン」策定

国のガイドラインを補完し、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の段階で地域との調和が図られるよう三重県においてもガイドラインを策定（H29.6策定目標）

【県ガイドライン（案）の特徴】

概要

- ①国のガイドラインに定める「適切な事業実施のために必要な措置」に関する主な手続きの明示
- ②事業者による計画段階からの地域住民等への情報提供
- ③事業者による法令遵守等の徹底
- ④「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」の明示

対象施設

- ・出力50kW以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く）
- ・本ガイドライン施行以前に運用開始した施設も対象
- ・独自のガイドライン等を有する市町は原則、適用外

事業者が実施する遵守事項、推奨事項

- ・「企画立案時」、「設計・施工時」、「運用・管理時」、「撤去・処分時」について記載
- ・事業者は、事業計画の早い段階で県や市町に相談を行い、県及び市町に「事業概要書」を提出
- ・事業者は、早い段階から地域住民と適切なコミュニケーションを取り、必要に応じて住民説明会を行うなど、地域理解が得られるよう対応

県、市町の役割

- ・関係条例等に関する事業者からの相談対応（共通）
- ・事業概要書等の受け取り（共通）
- ・過度に不適切案件について市町と連携し国に相談（県）
- ・地域住民とのコミュニケーションに係る相談への対応（市町）